

令和元年度

国土交通省関係
予備費使用の概要
(11月8日閣議決定)

国土交通省

国土交通省関係 予備費使用概要 (11月8日閣議決定)

令和元年度予備費使用については、台風第15号及び第19号により

1. 災害を受けた河川等において、国が施行する河川維持修繕事業及び砂防災害関連緊急事業に要する経費
2. 被災地域における旅行需要を喚起するため、県等が行う観光支援等に要する経費

を計上。

予備費使用額	92億円
--------	------

○公共土木施設等の災害応急復旧	63億円
-----------------	------

○観光需要喚起に向けた対策	29億円
---------------	------

※ 公は公共事業関係費、非は非公共事業費である。

1. 公共土木施設等の災害応急復旧

(1) 河川管理施設の機能維持への対応

公 国費 4,830 百万円

緊急的な対策として、国が管理する阿武隈川、鳴瀬川、多摩川等の 25 河川において、施設機能に支障を与えないよう、河川に堆積した枯れた草木等の大量のごみ等を除去するなどの対策を実施。

(2) 二次被害の危険のある土砂への対応

公 国費 1,513 百万円

今後の降雨に伴う溪流内に残存する土砂の流出による二次被害を防ぐため、緊急的な対策として、阿武隈川水系内川流域及び利根川水系吾妻川流域において、床固工やワイヤーネット工等を実施。

2. 観光需要喚起に向けた対策

非 国費 2,894 百万円

災害に起因するキャンセルが発生している被災地域における観光需要を喚起するため、旅行・宿泊料金の割引等を支援するとともに、被災地域の海外プロモーションを集中的に実施。

事業別内訳

(単位：百万円)

事業名	国費
河川事業	
直轄	
河川維持修繕事業	
阿武隈川（宮城県、福島県）	1,270
名取川（宮城県）	102
鳴瀬川（宮城県）	400
北上川（宮城県）	34
子吉川（秋田県）	158
利根川（群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県）	396
江戸川（茨城県、埼玉県、千葉県、東京都）	192
常陸利根川（茨城県、千葉県）	35
鬼怒川（栃木県、茨城県）	88
小貝川（栃木県、茨城県）	74
渡良瀬川（栃木県、群馬県）	22
烏・神流川（群馬県、埼玉県）	10
那珂川（栃木県、茨城県）	101
久慈川（茨城県）	53
荒川（埼玉県、東京都）	395
多摩川（東京都、神奈川県）	320
鶴見川（神奈川県）	21
相模川（神奈川県）	18

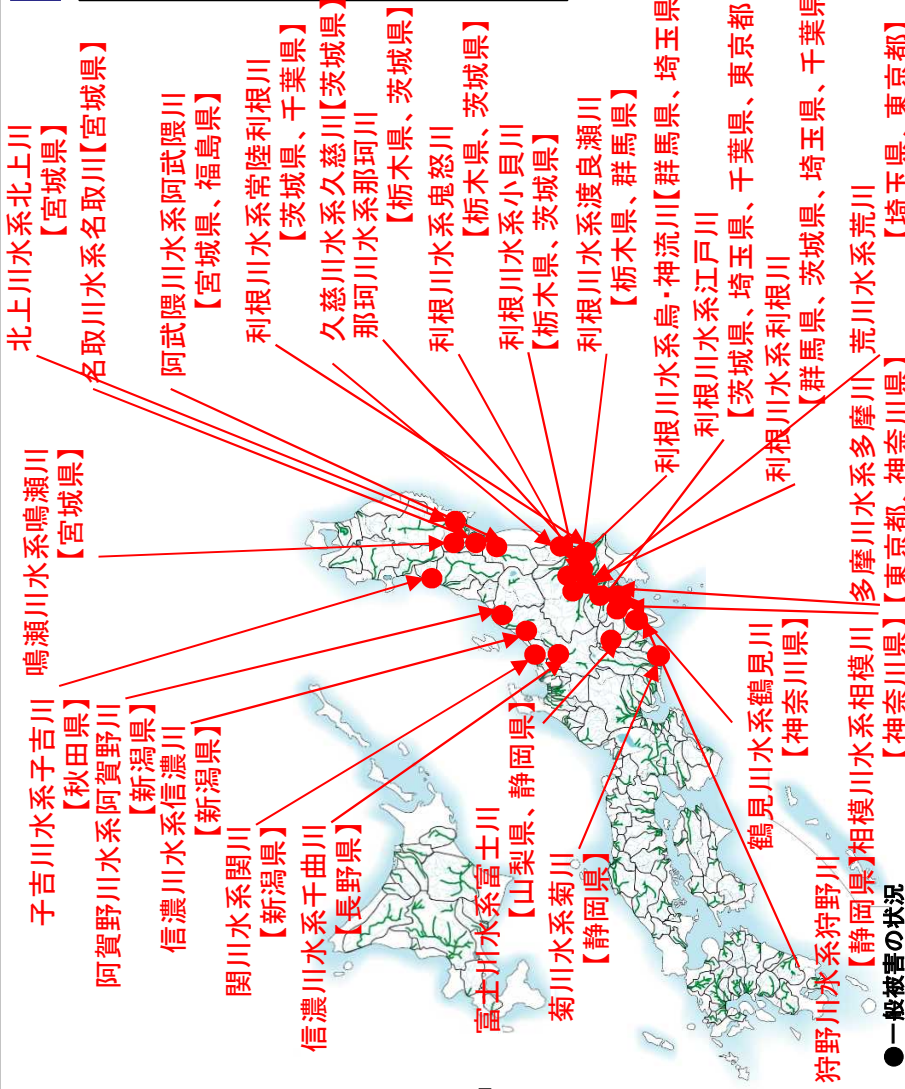
事業別内訳

(単位：百万円)

事業名	国費
富士川（山梨県、静岡県）	156
阿賀野川（新潟県）	20
信濃川（新潟県）	35
千曲川（長野県）	770
関川（新潟県）	4
狩野川（静岡県）	97
菊川（静岡県）	60
河川等災害関連事業	
直轄	
砂防	
阿武隈川水系内川（宮城県伊具郡丸森町）	707
利根川水系吾妻川（群馬県吾妻郡嬭恋村）	807

1.(1)河川管理施設の機能維持への対応

○台風19号を踏まえた緊急的な対策として、国管理河川の阿武隈川、鳴瀬川、多摩川等の25河川において、施設機能に支障を与えないよう、河川に堆積した枯れた草木等の大量のごみ等を除去するなどの対策を実施する。

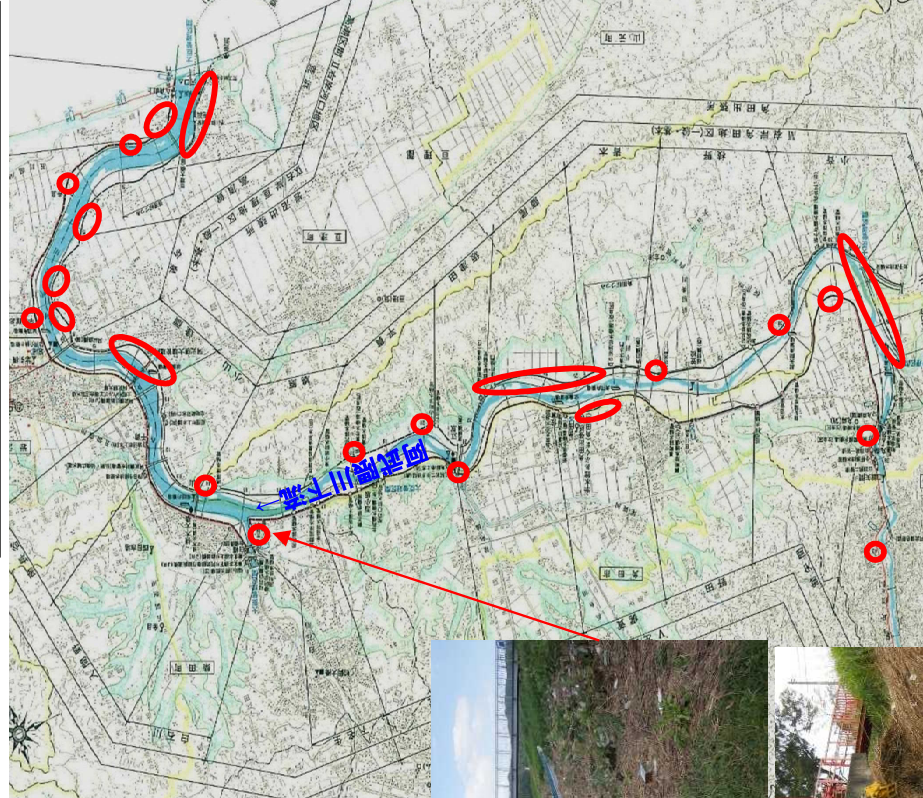
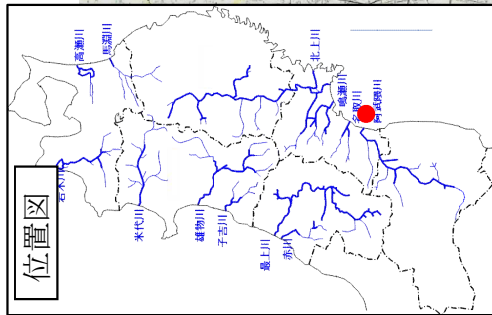


●一般被害の状況



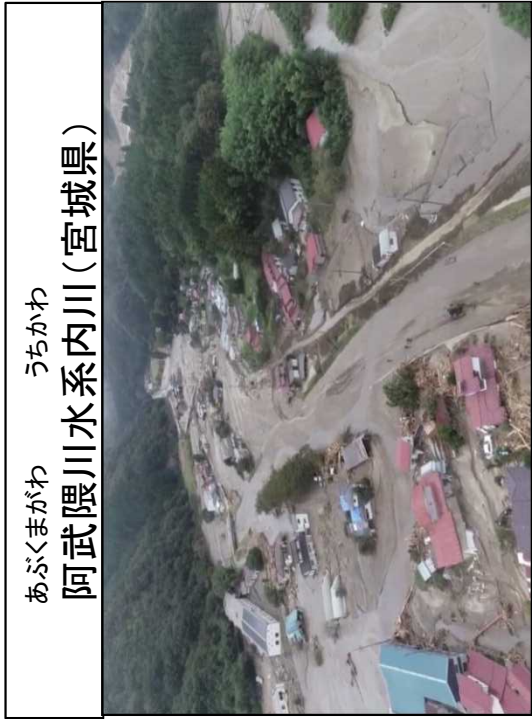
事例：阿武隈川水系阿武隈川

実施内容（阿武隈川下流）
 大量のごみ等の撤去（約 60,000m³）
 事業費 1,020百万円

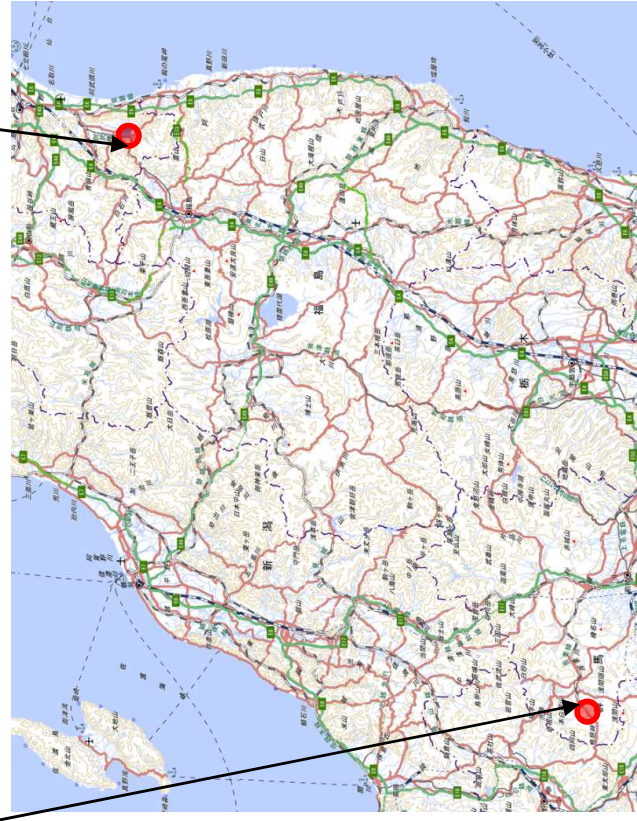


1.(2)二次被害の危険のある土砂への対応

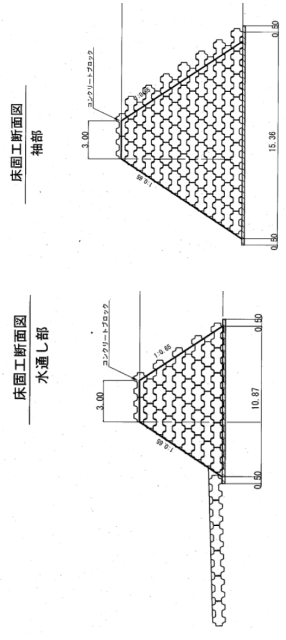
○渓流内に残存する土砂の流出による二次被害を防ぐため、阿武隈川水系内川、利根川水系吾妻川で直轄砂防災害関連緊急事業を実施。



- ＜実施内容＞
- 利根川水系吾妻川
床固工、帯工、
ワイヤーネット工
 - 阿武隈川水系内川
床固工、ワイヤーネット工

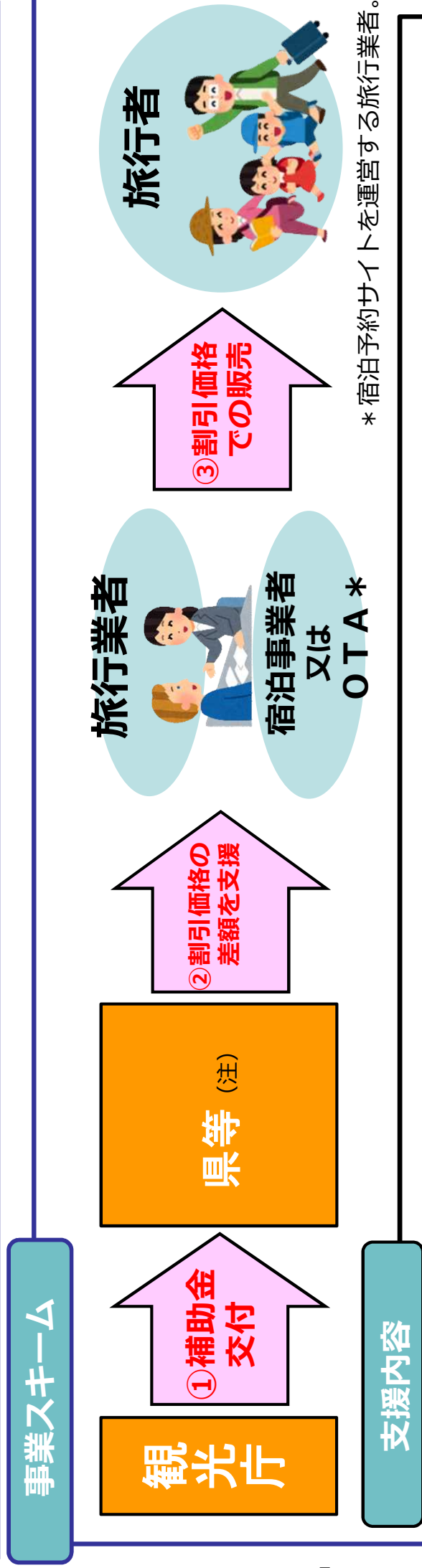


床固工(ブロック積)イメージ



2. 観光需要喚起に向けた対策 (台風第15号及び第19号の影響により落ち込んだ観光需要の回復に向けた支援について)

今回の台風15号および台風19号がもたらした被害により、交通網への影響もあいまって、被災地域には観光需要の落ち込みが見られることから、**災害起因のキャンセルが発生している被災地域**において、**国内旅行者**はもとより**国外旅行者**も対象とした**旅行・宿泊料金の割引等**を支援することで、**観光需要を喚起**する。



* 宿泊予約サイトを運営する旅行者。

1. 旅行・宿泊料金の割引支援

被災地域における一泊以上の旅行・宿泊商品を対象に、旅行・宿泊料金を一人泊あたり最大5,000円支援

2. 代替的交通手段の活用による旅行促進

観光地そのものにおける被害が少ないものの、観光地に至る幹線交通機関等への被害を背景にキャンセルが生じるおそれのある地域において、公共交通事業者等が、当該地域に発着する代替輸送手段を用意し、かつ低廉な料金を設定した場合に、正規料金との差額を支援

(注) 岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、各都県に対し、域内に所在する災害救助法の適用市町村のキャンセル数を基に補助金を交付。各都県においては、**域内各地域の被災・復旧状況等を踏まえ柔軟に執行。**

- **訪日数の伸びの早急な回復**を図るため、メディア・旅行会社・旅行者の3者に対し、正確な最新情報を総力を挙げて発信
- 現地の報道ぶりや訪日旅行の予約状況など**各市場の状況を踏まえつつ、各地の復旧状況にあわせ**、被災地域を対象とした**プロモーション**を集中的に実施

事業概要

復旧状況にあわせ、メディア・旅行会社・旅行者に対し、被災地域における観光地や交通機関の現状に関する正確な情報及び魅力を発信

SNS等による情報発信

- 動画等により被災地域の観光魅力をPRし、旅行者に被災地域の安全な状況や観光の魅力について正確な生情報を発信

メディア・旅行会社招請

- ブロガー等のインフルエンサーやメディア等を招請することで、メディア等に安心・安全を実感してもらい、**正確な情報を発信**

航空会社等と連携した割引商品の設定・PR

- 旅行会社や航空会社の広告展開を支援し、旅行商品や航空券の販売を促進することで、**被災地域への送客を直接的に促進**



▲ 新聞広告例



▲ インフルエンサー招請例



▲ 共同広告例